

## 内部統制

### 人権尊重

積水化学グループは、自らの事業活動において影響を受けるすべてのひとびとの人権を擁護することを責務として認識しています。また昨今、国内外で人権に関する法制化・ルール化が進み、人権課題に対する社会からの注目度が高まっている中、持続可能な経営基盤を強化するためには、グループ従業員に限らず、ビジネスパートナーを含む多方面のステークホルダーの人権尊重に取り組むことが必要であると考えています。

### 積水化学グループ「人権方針」

当社グループは、2019年5月に人権リスクアセスメントの実施および取締役会における承認を経て人権方針を策定しました。従来の「積水化学グループ人材・人権方針」が主にグループ従業員を対象にしていたものであったことに対し、この人権方針は国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、グループ外のバリューチェーンを含む広範な領域にわたる人権の尊重を謳っていることが特徴です。

#### ▶積水化学グループ「人権方針」

[https://www.sekisui.co.jp/csr/csr\\_manage/humanrights/index.html](https://www.sekisui.co.jp/csr/csr_manage/humanrights/index.html)

### 英国現代奴隷法への対応

これまで英国のグループ会社にて英国現代奴隷法に関する声明を出していましたが、グループ全体で人権課題へ取り組むことの必要性を踏まえて、2019年9月に「積水化学グループ 英国現代奴隷法に関する声明」を策定しました。この声明は、英国で施行された2015年英国現代奴隷法第54条第1項に基づき、当社グループおよびそのサプライチェーンにおいて奴隷労働その他の隷属状態のもとでの労働ならびに人身取引が発生しないことを確保するために実施している取り組みを開示するものです。

今後は、英国以外の国・地域の人権に関する法規制についても、当社グループが適用対象となるものに関しては、適宜対応を行ってまいります。

### 人権デューデリジェンス\*の仕組み構築に向けた取り組みの開始

2018年11月より、人権デューデリジェンスの仕組み構築に向けた取り組みを開始しました。第1ステップとして、専門機関を通じて実施した主要事業におけるリスクアセスメントの結果に基づいて、社内ヒアリングを実施し、グループ内の潜在的な人権リスクの特定を行いました。今後は、国内外の生産事業所にて、従業員の労働環境を確認するための現地インタビューを実施し、特定した潜在的な人権リスクの実際の影響度を確認することを予定しています。

\*人権デューデリジェンス:自社の事業活動において、人権に負の影響を与える可能性(人権リスク)がないかを分析・評価して特定し、もし可能性があれば、その影響を防止または軽減するための仕組みをつくり、対処する継続的なプロセス。

### グループ内の人権リスクの特定

2018年11月に外部機関に依頼して実施した主要事業における人権リスクアセスメントでは、10の人権課題について「住宅」「自動車部品」「産業別機械および製品」「製薬」という4つの産業ごとの人権リスクスコアを算出しました。さらにグループ会社が所在する国ごとのリスクを加味した結果、積水化学グループの事業活動では主に海外(中国・インド・タイ・ブラジル)において労働安全衛生等の人権リスクが高いことが潜在的に確認されました。

### 主要事業における10の人権課題

(1) 児童労働 (2) 適正賃金 (3) 適正な労働時間 (4) 職場における差別 (5) 現代奴隷\* (6) 結社の自由と団体交渉権 (7) 先住民族の権利 (8) 土地、財産および住宅に関する権利 (9) 労働安全衛生 (10) プライバシーの権利

産業	優先国	(潜在的な)優先課題
住宅	タイ	・現代奴隷 ・労働安全衛生 ・適正賃金
自動車部品	中国 インド ブラジル タイ	・適正賃金 ・現代奴隷 ・労働安全衛生
産業別機械および製品	中国 タイ	・労働安全衛生
製薬	中国	・労働安全衛生 ・プライバシーの権利

\*英国現代奴隷法 2015で定められた現代における奴隷の定義。主に(1) 奴隷・隷属・強制労働(2) 人身取引(3) 搾取(性的搾取、臓器提供の強制等)を指す。

2019年2月からは、第三者による社内関係者へのヒアリングを実施し、人権リスクアセスメントを通じて潜在的リスクが高いと提起された国および人権課題についてのヒアリングを、タイ・中国・インドのグループ会社駐在経験者および社内関連部署に対して行

## 内部統制

### 人権尊重

い、アセスメント結果と実際の当事業との間にギャップが生じていないかどうかを確認しました。ヒアリングの結果、

- ・ 海外生産会社における安全への意識が高く、安全活動が定着している
- ・ ヒアリング対象のグループ会社においては移住労働者の使用、外国人、女性への差別はみられない

など、ポジティブな状況が確認できた一方、

- ・ サプライチェーン対応として、コーポレート主導のCSR調達アンケートの実施がみられるものの、現場レベルでの人権の観点からのサプライヤーチェックは行われていない
- ・ 海外生産会社の中には派遣労働者（期間工）を多数使用する工場があるなど、さらなる現場状況の確認が必要とされる事案も浮き上がりました。

これを受けて、2020年度は、従業員の生の声を聞き、人権に関する負の影響の有無確認と、影響の深刻さを把握することを目的に、国内外の生産事業所にてインタビューを行うことを予定しています。またその後は、インタビュー結果により明らかになった課題の対処や追跡評価などを行い、人権デューデリジェンスの仕組みを構築していきます。

### 人権に配慮した事業活動

積水化学グループは、すべてのステークホルダーに対する責任を果たすため、お取引先とともに、人権に配慮した事業活動を行います。全グループ従業員に対して「コンプライアンス・マニュアル」を提供し、人権尊重と差別の禁止、ハラスメントの防止、個人情報保護などを厳格に求めており、ハラスメントの防止については、研修やe-ラーニングを併せて実施し、従業員の理解促進に努めています。

### ハラスメントの防止

当社グループは、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなど各種ハラスメント行為を未然に防ぐため、新入社員研修や新任基幹職研修などの階層別研修において、ハラスメント防止に関する内容を継続的に取り上げており、それぞれの職階や立場に応じて、ハラスメント防止のための知識を提供しています。また、分野別研修においても定期的にハラスメント研修を実施しています。

### サプライチェーン全体で人権問題に配慮

当社グループの調達方針に基づき、2007年より、お取引先の人権配慮、環境保全や社会的責任に関する取り組み状況をアンケート調査で確認しています。2015年度からは、海外のグループ会社のお取引先についても調査を着手しました。調達基準に満たないお取引先に対しては、改善の申し入れを行うとともに、その実施をお取引先と協働で進めています。特に海外のお取引先には、現地統括会社を通じて改善を働きかける仕組みの構築を進めています。

また、コンゴ民主共和国および周辺諸国で人権侵害や環境破壊などに関わる武装勢力の資金源となっている紛争鉱物問題に関しては、2017年4月より運用を開始した「紛争鉱物調査ガイドライン」に則って、サプライチェーン全体にわたって紛争鉱物使用の調査を実施しています。

2019年度はEU地域のグループ会社の主要なお取引先に対してCSR調達アンケートにより取り組み状況を把握し、その結果、主要なお取引先では、児童労働や強制労働をはじめとした人権を

侵害する行為などは発生していないことを確認しています。また紛争鉱物については、環境・ライフラインカンパニー、高機能プラスチックカンパニーおよびそのグループ会社において、619件の紛争鉱物調査を実施し、精錬所不明および紛争鉱物に該当する事案は見当たりませんでした。

サプライチェーン全体での人権問題への配慮は、現状、直接のお取引先に対してのみ確認していますが、2次、3次以降のサプライヤーを含むサプライチェーン全体にご理解いただけるような仕組みを社外有識者の意見を聞きながら構築していきます。また、さらに人権デューデリジェンスの質を向上するために、認定されたサプライチェーン関連のイニシアチブへの署名、参加を検討していきます。